

諮問日：平成30年6月5日（平成30年度（最情）諮問第11号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第43号）

件名：民事訴訟において弁論終結後2か月以内に判決を出さない場合にどのような報告をするか分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事訴訟において弁論を終結してから2か月以内に判決を出さない場合、どこにどのような報告をしなければならないかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

市販されている書籍の記載内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において探索したところ、本件開示申出文書は作成し、又は取得していなかった。

苦情申出人は、市販されている書籍の記載内容から、本件開示申出文書が存在すると主張するが、当該記載内容は具体的な根拠を示すものではない。

なお、判決の言渡しは口頭弁論の終結の日から2か月以内にしなければなら

ない旨の規定はあるが（民事訴訟法 251 条 1 項），訓示規定と解されており，最高裁判所に本件開示申出文書が存在しないとしても不合理ではない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 6 月 5 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 20 日 審議
- ④ 同年 10 月 19 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば，探索の結果，本件開示申出文書に該当する文書は存在しないとのことであり，本件開示申出の内容及び民事訴訟法 251 条 1 項の趣旨・目的に照らして，このような説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は，市販されている書籍の記載内容から，本件開示申出文書が存在する旨を主張するが，当該記載内容は上記の説明の合理性を疑わせるに足る具体的な根拠を示すものではない。そのほか，最高裁判所において，本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人